

## ○宮古島市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第79条第1項の規定による申請は、指定居宅介護支援事業所指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(指定の審査・通知)

第3条 市長は、前条の申請があった場合においては、当該申請をした者について事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査し適当と認め、事業者の指定を行うときは、指定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による事業者の指定の有効期間は、当該指定の日の翌日から起算して6年間とする。

(変更の届出等)

第4条 指定の申請事項の変更が生じたときは、変更届出書（様式第3号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の更新)

第5条 法第79条の2第1項の規程による指定の更新の申請は、指定更新申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規程による指定の更新の申請があった場合においては、第3条の規定に基づき指定の審査をし、指定更新通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第6条 市長は、前4条の規定による指定、更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関

する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、沖縄県、沖縄県国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 指定又は更新をした場合にあっては、当該指定又は更新の申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 指定又は更新した場合にあっては、当該指定又は更新の年月日及び指定有効満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める情報  
(補足)

第7条 この規則に規定するもののほか、指定居宅介護事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。